

区 分

内 容

勤務時間

・午前8時30分から午後5時15分まで(7時間45分勤務)
・休憩時間 正午から午後1時まで(1時間)

8:30

12:00

13:00

17:15

休憩時間

※保育園職員等は早番、遅番の制度があり、午前7時から午後7時の間で7時間45分勤務になるよう割振り変更しています。

年次有給休暇

毎年1月～12月の1年間当たり20日を超えない範囲内
前年の繰越は20日の範囲内で残日数
休暇単位は1日又は半日。1時間単位でも取得できます。

平均取得日数

平成29年

平成30年

年次有給休暇

8.9日

9.9日

※勤務条件調査より

療養休暇

職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。

・公務による場合 その療養に必要と認める期間
・私事による場合 90日の範囲内(平成18年7月1日より)

取得者数

平成29年度

平成30年度

療養休暇

9人

16人

特別休暇

選挙権の行使、結婚、出産、交通機関の事故等の事由により職員が勤務しないことが相当である場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。

・牛久市職員の勤務時間、休暇等に関する規則、別表第2の32項目

介護休暇
(無給)

職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母、祖父母、孫及び兄弟姉妹を介護する場合の休暇。任命権者の承認を受けなければなりません。

・2週間～6ヶ月の間で請求できます。

取得者数

平成29年度

平成30年度

介護休暇

0人

0人

組合休暇
(無給)

職員が職員団体の規約に定める機関の構成員として当該団体又は上部団体の業務に従事する場合。任命権者の承認を受けなければなりません。

・1日又は1時間単位で請求できます。

取得者数

平成28年度

平成29年度

組合休暇

0人

0人

育児休業承認
状況

職員が育児をするための休業制度があり、最長3年間取得することができます。
○平成29、30年度の新規承認者

年度

育児休業
取得者数

1年以下

1年超え
1年6月以下

1年6月超え
2年以下

2年超え
2年6月以下

平成29年度

3人

3人

0人

0人

0人

平成30年度

3人

3人

0人

0人

0人

※勤務条件調査より

職員の分限処分
及び懲戒処分の
状況

分限処分・懲戒
処分の状況
(平成30年度)

○分限処分とは、職員が一定の事由によりその職責を十分に果たすことが期待できない場合に、本人の意に反して不利益な身分上の変動をもたらす処分をいいます。

分限免職

0人

分限休職

4人

○懲戒処分とは、職員の一定の義務違反に対して行われる公務における規律と秩序を維持することを目的として行う不利益処分をいいます。

減給処分

0人

戒告処分

0人

免職処分

0人

訓告等

5人

平成29年度公平委員会業務状況

○ 勤務条件に関する措置の要求状況

新規申立
件 数

処理件数

平成29年度
未係属件数

申立容認

棄却

却下

取下げ

計

0件

0件

0件

0件

0件

○ 不利益処分に関する不服申立ての状況
申立てなし